

資料 2

4 産労農振第 879 号
令和 4 年 7 月 5 日

西東京市農業委員会長 殿

東京都産業労働局農林水産部長

山田 則人
(公印省略)

令和 4 年度の東京都指導農業士の認定申請に係る事務手続き及び推薦の依頼について

日頃より、東京都の農業振興施策の推進につきましてご理解、ご協力をいただき、ありがとうございます。

東京都では、平成 28 年度に東京農業の担い手の確保・育成を目的に東京都指導農業士の認定制度を創設し、現在 31 区市町村から 133 名の指導農業士が認定されています。

令和 4 年度の認定につきましては、別途通知を行っておりますが、東京都指導農業士認定要綱及び東京都指導農業士認定要領の一部改正を行い、認定基準等を一部見直しております。

また、認定要領の改正及び電子申請手続きの導入等を見据え「東京都指導農業士認定における申請前の事前相談及び事務手順について」を一部変更し、別添の「令和 4 年度東京都指導農業士認定手順及びスケジュール」のとおり認定手続きを行います。

つきましては、お忙しいところ大変恐縮でございますが、東京都指導農業士の認定に係る事務及び農業委員会長からの指導農業士の推薦について、ご協力いただきますようお願いいたします。

担当：東京都 産業労働局 農林水産部 農業振興課 普及担当 松本、入江

電 話：03-5320-4835

メール：Takeshi_1_Matsumoto@member.metro.tokyo.jp



令和4年度 東京都指導農業士の認定手順及びスケジュール

1 事前相談（本人申請の場合（認定要領第2の1））

（受付期間）7月6日（水）～8月31日（水）

ア 申請希望者は、事前相談用に「チェックリスト」及び「東京都指導農業士認定申請書、身上調書、経営調書」を作成し、農業委員会事務局（農業委員会がない場合は区市町村の農政所管課の担当）にてご相談ください（書類の作成方法や認定基準などご不明な点は、管轄の農業改良普及センターなどの関係機関にもお問い合わせください。また、できるだけ電子ファイル（各調書は様式のエクセル形式）にて作成をお願いします。）

イ 提出を受けた農業委員会事務局（農業委員会がない場合は区市町村の農政所管課）は、東京都への事前相談となります。東京都（本庁農業振興課普及担当、島しょ地域は支庁農務（産業）担当経由）に事前相談用の書類一式等を、東京共同電子申請・届出サービス、電子メール（メールの場合はファイルを暗号化してください）又は書面により送付して下さい。東京共同電子申請・届出サービスのURLは次のとおりです。

<https://www.shinsei.elg-front.jp/tokyo2/uketsuke/form.do?id=1655423169339>

ウ 東京都では関係機関と内容を確認の上、農業委員会事務局を経由し、確認した内容等について申請希望者にご連絡いたします。

2 認定申請書の農業委員会等への提出

（受付期間）8月1日（月）～9月22日（木）（又は農業委員会が示す日まで）

（1）申請者→農業委員会等へ提出する場合（本人申請：認定要領第2の1）

1の手続き後、申請者は、農業委員会（農業委員会がない場合は区市町村農政所管課）に東京都指導農業士認定申請書、身上調書、経営調書を提出してください（できるだけ電子ファイル（各調書は様式のエクセル形式）にて作成し、提出して下さい）。

農業委員会は、推薦を決定した後、東京共同電子申請・届出サービス（提出用URLは別途ご連絡します）、電子メール又は書面により提出してください。

（2）農業改良普及センター所長、島しょ農林水産総合センター振興企画室長の推薦の場合（普及センター推薦：認定要領第2の2）

農業改良普及センター所長及び島しょ農林水産総合センター振興企画室長は、被推薦者の同意のもと、農業委員会（又は区市町村の農政所管課）に東京都指導農業士認定推薦書、身上調書、経営調書を提出します。

農業委員会は、推薦を決定した後、（1）と同様に東京都に提出してください。

※ 認定された指導農業士の情報は、（公財）東京都農林水産振興財団、東京都農業会議、農業振興事務所、島しょ農林水産総合センター及び支庁で共有させていただきます。

※ ご本人の同意がある場合は、農業体験研修及び農業技術研修等の円滑な実施に向け、指導農業士の生産者情報のうち、氏名、在住区市町村及び実施できる研修作目の範囲で東京都農林水産振興財団、東京都等のホームページに掲載いたします。

3 農業委員会等の推薦及び都への提出

提出期限 10月21日(金)

※ 農業委員会長等は認定要件を満たすと思われる者について、推薦書を1部添付し、東京都（本庁農業振興課普及担当又は各支庁農務・産業担当）に申請書を提出します。（認定要領第2の3）。農業委員会長自らが申請する場合は、職務代理名で提出します。

4 東京都指導農業士認定審査会の開催

開催日 11月上旬頃を予定

5 東京都指導農業士認定決定の通知

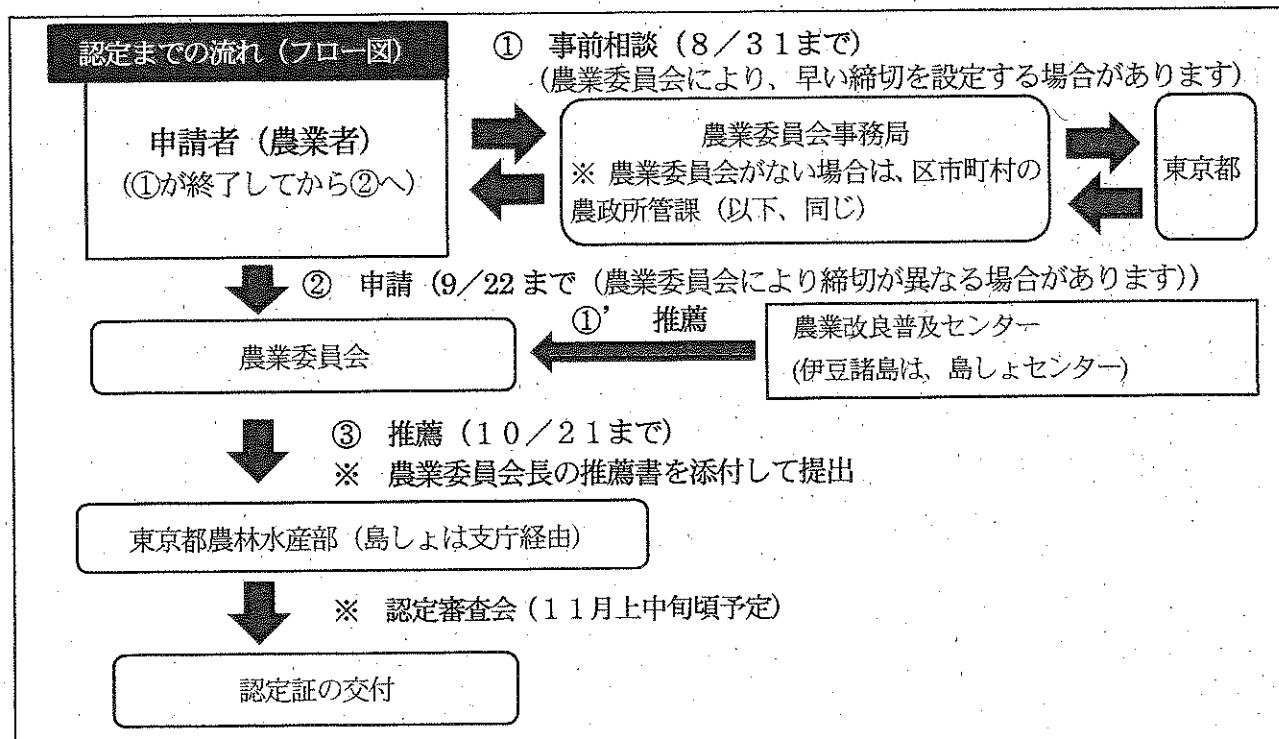
発送 11月中旬頃を予定

※ 本人と農業委員会等にそれぞれ認定のお知らせを送付します。

東京都指導農業士認定式

12月～2月頃の開催を予定（新型コロナウイルス感染症の状況等により変更、中止の可能性あり）

※ 本人と農業委員会等にそれぞれ開催の通知を送付します。



事前相談及び申請書等の提出先

- ・区部及び多摩地域 ⇒ 東京都農業振興課普及担当（本庁）
- ・島しょ地域 ⇒ 各支庁産業課農務担当（大島、三宅、八丈）、産業担当（小笠原）